保育所の地域における公益的な取組の実施状況に関する研究

一福岡県内の保育所のみを経営する社会福祉法人を対象として一

實 﨑 信 介*・村 山 浩一郎**

要旨 本稿では、保育所の地域における公益的な取組の実施状況について、福岡県内の保育所の みを経営する社会福祉法人を対象とした質問紙調査の結果をもとに考察を行った。

調査結果では地域における公益的な取組を実施していると認識している法人、認識はないものの地域における公益的な取組とみなしうる取組を実施している法人ともに、社会福祉法人の現況報告書で確認された実施状況を上回り、ほとんどの法人が地域における公益的な取組(現況報告書に記載できる可能性のある取組を含む)を実施していることがうかがわれた。

現況報告書で確認された実施状況と調査結果に相違が生じている背景として、保育所が改正社会福祉法前から地域における子育て支援を実施していたこと、社会福祉法人の責務である地域における公益的な取組と保育所に求められる地域における子育て支援との関係が整理されていないことにより、各法人で取組に対する認識の相違が生じていることを指摘した。

キーワード 保育所 社会福祉法人 地域における公益的な取組

1. 本研究の背景と目的

社会福祉法人の社会貢献の在り方は、2010 年代に本格化する社会福祉法人制度改革の中心 テーマのひとつであった。2011年12月に社会 保障審議会介護給付費分科会で特別養護老人 ホーム1施設当たり平均約3.1億円の内部留保 (2010年度決算ベース)があることが報告され ると社会福祉法人制度をめぐる議論は活発化し、2013年8月6日に閣議決定された社会保障制度改革国民会議報告書では「非課税扱いの法人にあっては国家や地域への貢献として低所得者の住まいや生活支援などに積極的に取組むこと」が提言された。続いて、2014年6月13日の規制改革会議による「規制改革に関する第2次答申~加速する規制改革~」では「すべての

^{*}福岡市こども未来局こども総合相談センター・児童福祉司

^{**}福岡県立大学人間社会学部·教授

社会福祉法人に社会貢献活動の実施を義務付けること」が明記され、2014年7月4日に社会福祉法人の在り方等に関する検討会が報告書「社会福祉法人制度の在り方について」を取りまとめ「地域における公益的な活動の推進」が掲げられた。こうした議論や提言は最終的に2016年3月の社会福祉法改正(以下、改正社会福祉法)につながり、新設された社会福祉法第24条第2項により「地域における公益的な取組の実施」がすべての社会福祉法人の責務となった。

このような社会福祉法人制度改革の動向を背景に、社会福祉法人による社会貢献活動の実践報告や地域における公益的な取組に関する学術的研究が発表されるようになっている。しかし、こうした実践報告や研究は特別養護老人ホームを経営する社会福祉法人など高齢者福祉分野での実践を基盤としたものが多く、保育所を経営する社会福祉法人など児童福祉分野の実践を対象としたものはほとんど見られない(1)。

実践報告や研究論文が高齢者福祉分野を対象としたものに偏在しているのは、高齢者福祉分野の社会福祉法人が他分野の社会福祉法人よりも積極的に実践を行っているからではないかと考えられる。実際、筆者らが、独立行政法人福祉医療機構が運営するWAMNETの社会福祉法人の現況報告書等情報検索(2019年6月末現在)で、福岡県内で保育所のみを経営している社会福祉法人の現況報告書を確認したところ、福岡県内で保育所のみを経営している社会福祉法人の総数398法人うち「11-2. 地域における公益的な取組(地域公益事業(再掲)含む)」の項目に記載があるのは82法人(20.6%)であった。

また、複数の社会福祉法人が都道府県単位で

連携し、地域における公益的な取組を実施する「ふくおかライフレスキュー事業」(2)には、2019年6月末現在で360の事業所が参加しているが、そのなかで保育所のみを経営している社会福祉法人は10事業所に満たない。

こうした事実をみると、児童福祉分野における地域における公益的な取組は低調であるようにみえる。いずれにしても、地域における公益的な取組の全体像を把握するためには、高齢者福祉分野以外の事業を経営する社会福祉法人の地域における公益的な取組の実態や課題を明らかにする研究が必要である。以上のことから、本研究は、福岡県内の保育所のみを経営する社会福祉法人を対象に質問紙調査を行い、保育所を拠点とした地域における公益的な取組の実施状況を明らかにしたい。

2. 調査の方法と倫理的配慮

本研究では、福岡県内の保育所のみを経営する社会福祉法人を対象に質問紙調査を行った。 独立行政法人福祉医療機構が運営する WAMNETの社会福祉法人の現況報告書等情報検索(2019年6月2日現在)を活用し、福岡県内で保育所のみを経営する社会福祉法人398 法人を抽出し、調査対象とした。

保育所のみを経営する社会福祉法人を調査対象としたのは、保育所の機能に注目した地域における公益的な取組を検討するためであり、保育所と併せて第一種社会福祉事業である児童養護施設や乳児院を実施している保育所は除外した。また、地域型保育事業、認定こども園を併せて実施している保育所も除外した。

そして、調査対象者(回答者)は理事長とした。その理由はひとつの社会福祉法人で複数の

保育所を経営している法人も存在するため、それぞれの保育所の施設長を対象とするのは適切ではないと判断したためである。また、地域における公益的な取組を実施するには、組織のトップの判断が必要であり、その点においても理事長を調査対象とするのが適当であると考えた。

質問紙の質問項目は法人概要や法人が実施している取組の実施状況等である。法人の取組については、主に以下の3点について回答を求めた。まず、「地域における公益的な取組」として位置づけているかどうかにかかわらず、法人の社会貢献活動として実施している取組について尋ねた(以下、「実施している取組」と表記する)。次に、各法人が実施している取組のうち「地域における公益的な取組」として位置づけているものについて回答を求めた。そして、最後に、各法人が実施している地域における公益的な取組のうち、最も重視している取組(以下、「最も重視している取組」と表記する)の概要について回答を求めた。

なお、「実施している取組」について回答を求める際には、福岡県内で保育所のみを経営する社会福祉法人が現況報告書(WAMNETにより2019年6月2日検索)において「地域における公益的な取組(地域公益事業(再掲)含む)」として記載したものを設問の選択肢として設定した。したがって、本調査における「実施している取組」は、調査対象法人のうちのいずれかの法人が「地域における公益的な取組」として位置づけた取組である。

調査は、福岡県立大学研究倫理審査委員会の 承認を得て(承認番号[2019-12])、2019年9月 24日~11月11日の期間に実施した。398法人の 理事長に質問紙を郵送し、87の有効回答を得 た (回収率21%)。

3. 福岡県内の保育所のみを経営する社会福祉法人への質問紙調査の結果

3-1 回答者及び法人の概要

回答者(理事長)の年齢は50歳以上が88.5% (77人)、保有資格は「特になし」が34.5% (30人)と最も高い値を示した。福祉系の国家資格である保育士、社会福祉士を保有している理事長も一定数いた。ただし、前職種は保育職、教育職、医療福祉職ではない「その他」が最も多い56.6% (47人)であり、学歴も医療福祉系ではない「大学卒(その他)」が最も多い55.8% (48人)であった。地域における公益的な取組に関連する研修会(講演会含む)には69.5% (57人)の理事長が参加していた。

3-2 実施している取組の内容及び件数

実施している取組として、最も高い値を示したのは「実習生の受入れ」で84法人(98.8%)である。次いで「小・中・高校生の保育体験」の79法人(92.9%)、「運動会・スポーツ大会の開催」の71法人(83.5%)、「卒園児との交流」の68法人(80.0%)、「子育て相談」の62法人(72.9%)であった(表1)。

実施している取組の数は、「 $10\sim14$ の取組」を実施している法人が40法人(46.0%)と最も多く、次いで「 $5\sim9$ の取組」を実施している法人が24法人(27.6%)、「 $15\sim19$ の取組」を実施している法人が17法人(19.6%)であった(表2)。

実施している取組を1つでも取り組んでいる 法人は85法人(97.7%)に上り、82法人(94.3%) が5つ以上の取組を実施していた($\frac{1}{5}$ 2)。

表1 実施している取組(複数回答)

取組内容	%	件数
実習生の受入れ	98.8	84
小・中・高校生の保育体験	92.9	79
運動会・スポーツ大会の開催	83.5	71
卒園児との交流	80.0	68
夏祭りの開催	74.1	63
子育て相談	72.9	62
地域の伝統行事 (お祭り含む) への参加	69.4	59
高齢者施設への訪問	68.2	58
地域の高齢者との交流	65.9	56
園庭開放	63.5	54
他幼稚園・保育所との交流	49.4	42
清掃(草刈含む)活動	41.2	35
栄養相談	38.8	33
育児講座の実施	37.6	32
児童虐待防止ネットワークへの参加	29.4	25
バザーの開催	27.1	23
子育てサークル支援	24.7	21
絵本の読み聞かせ会の開催	20.0	17
地域住民も参加した防災・避難訓練の実施	16.5	14
地域の複数法人間連携への加入	14.1	12
子育てサロンの開催	12.9	11
子育てサポーター養成支援	9.4	8
授乳・おむつ替えの場所として施設を開放	9.4	8
ふくおかライフレスキュー事業への参加	7.1	6
高齢者等のサロンへの職員派遣	7.1	6
その他	7.1	6
ベビーマッサージ教室の開催	5.9	5
こども食堂の開催	2.4	2
配食サービス	1.2	1
N (%)	100.0	85

表2 実施している取組数

取組数	%	件数
0	2.3	2
1~4	3.4	3
5 ~ 9	27.6	24
10~14	46.0	40
15~19	19.6	17
20以上	1.1	1
N (%)	100.0	87

3-3 地域における公益的な取組の内容及び 件数

地域における公益的な取組で、最も高い値を示したのは「地域の伝統行事(お祭り含む)への参加」の29法人(52.7%)であった。次いで「子育て相談」26法人(47.3%)、「小・中・高校生の保育体験」24法人(43.6%)、「実習生の受入れ」23法人(41.8%)、同数で「園庭開放」22法人(40.0%)、「夏祭りの開催」22法人(40.0%)であった(表3)。

地域における公益的な取組の数は「 $1\sim4$ の取組」を位置づけている法人が26法人(29.9%)、次いで「 $5\sim9$ の取組」を位置づけている法人が20法人(23.0%)、「 $15\sim19$ の取組」を位置づけている法人が6法人(6.9%)であった(表4)。

地域における公益的な取組を実施している法人は55法人(63.2%)であった(表4)。また、取組の数は5つ以上の取組を実施している法人が29法人(52.7%)に上り、地域における公益的な取組を実施している法人のうち半数以上が5つ以上の地域における公益的な取組を実施していた。

ここで注目したいのは、3-2で見たとおり、「実施している取組」に回答した法人は、85法人(97.7%)であったが、地域における公益的な取組を実施していると回答した法人は55法人(63.2%)に減少していることである。では、この二つの数値の差となる30法人は地域における公益的な取組を行っていないのであろうか。

2. 調査の方法と倫理的配慮で述べたとおり、本調査における「実施している取組」は、福岡県内で保育所のみを経営する社会福祉法人が現況報告書(WAMNETにより2019年6月

表3 地域における公益的な取組(複数回答)

取組内容	%	件数
地域の伝統行事(お祭り含む)への参加	52.7	29
子育て相談	47.3	26
小・中・高校生の保育体験	43.6	24
実習生の受入れ	41.8	23
夏祭りの開催	40.0	22
園庭開放	40.0	22
地域の高齢者との交流	38.2	21
高齢者施設への訪問	36.4	20
運動会・スポーツ大会の開催	27.3	15
育児講座の実施	25.5	14
児童虐待防止ネットワークへの参加	23.6	13
子育てサークル支援	21.8	12
卒園児との交流	20.0	11
清掃(草刈含む)活動	18.2	10
地域住民も参加した防災・避難訓練の実施	16.4	9
子育てサロンの開催	14.5	8
バザーの開催	14.5	8
栄養相談	12.7	7
地域の複数法人間連携への加入	12.7	7
絵本の読み聞かせ会の開催	9.1	5
他幼稚園・保育所との交流	9.1	5
ふくおかライフレスキュー事業への参加	7.3	4
子育てサポーター養成支援	7.3	4
高齢者等のサロンへの職員派遣	7.3	4
授乳・おむつ替えの場所として施設を開放	7.3	4
その他	3.6	2
配食サービス	1.8	1
こども食堂の開催	1.8	1
ベビーマッサージ教室の開催	1.8	1
N (%)	100.0	55

表 4 地域における公益的な取組数

取組数	%	件数
0	36.8	32
1~4	29.9	26
5 ~ 9	23.0	20
10~14	3.4	3
15~19	6.9	6
N (%)	100.0	87

2日検索)において「地域における公益的な取組(地域公益事業(再掲)含む)」として記載していた取組である。つまり、地域における公益的な取組を行っていないと回答した30法人も、他の法人が地域における公益的な取組として位置づけている取組を実施していることになる。このことから、法人によって、地域における公益的な取組に対する認識が異なっていることが推察される。

3-4 最も重視している取組

地域における公益的な取組の中で、最も重視している取組について、各法人での取組の名称、目的及び対象者等から取組内容を分類した。最も高い値を示したのは「子育て相談」の10法人(20.0%)であった。次いで「地域の伝統行事(お祭り含む)への参加」の7法人(14.0%)、同じ5法人(10.0%)で「高齢者施設への訪問」、「小・中・高校生の保育体験」であった(表5)。

3-5 最も重視している取組の実施の契機

最も重視している取組の実施の契機は「地域 住民からの要請」が17法人(30.9%)で最も多 く。次いで「その他」の10法人(18.2%)、「職 員からの提案」の 9 法人(16.4%)であった(表 6)。

3-6 最も重視している取組の内容決定時に 重視したこと

最も重視している取組の実施を決定する際に 法人が重視したことは「地域ニーズに対応して いる」が39法人 (75.0%) と最も多い。次いで 「職員の専門性を活かせる」が19法人 (36.5%) であった (表7)。

表 5 最も重視している取組(記述回答)

取組内容	%	件数
子育て相談	20.0	10
地域の伝統行事(お祭り含む)への参加	14.0	7
高齢者施設への訪問	10.0	5
小・中・高校生の保育体験	10.0	5
園庭開放	8.0	4
子育てサークル支援	6.0	3
夏祭りの開催	6.0	3
地域の高齢者との交流	6.0	3
ふくおかライフレスキュー事業への参加	4.0	2
地域の複数法人間連携への加入	2.0	1
児童虐待防止ネットワークへの参加	2.0	1
育児講座の実施	2.0	1
子育てサロンの開催	2.0	1
運動会・スポーツ大会の開催	2.0	1
卒園児との交流	2.0	1
実習生の受入れ	2.0	1
清掃(草刈含む)活動	2.0	1
N (%)	100.0	50

^{※1)}表4で地域における公益的な取組を1つ以上実施している法人は55法人であったが、記述内容から取組内容が確認できた法人は50法人であった。

表6 最も重視している取組の実施の契機(単数回答)

契機の内容	%	件数
地域住民からの要請	30.9	17
その他	18.2	10
職員からの提案	16.4	9
行政からの助言	10.9	6
保護者からの要望	9.1	5
理事・評議員からの提案	7.3	4
市区町村社会福祉協議会からの助言	5.5	3
他社会福祉法人からの助言	1.8	1
N (%)	100.0	55

3-7 最も重視する取組の利用対象者及び実 施場所

最も重視している取組で、利用対象者として

表7 最も重視している取組の内容決定時に重視したこと(複数回答)

重視した内容	%	件数
地域ニーズに対応している	75.0	39
職員の専門性を活かせる	36.5	19
施設外での取組である	26.9	14
職員負担の度合い	25.0	13
法人が所有する設備を活かせる	23.0	12
施設内での取組である	17.3	9
多機関と実施できる取組である	17.3	9
一法人で実施できる取組である	13.4	7
その他	5.7	3
制度の狭間の課題に対応している	3.8	2
設備負担の度合い	3.8	2
費用負担の多寡	1.9	1
N (%)	100.0	52

- (※1) 複数回答(最大3つ)のため、合計は100%(52) とならない。
- (※2) 表4で地域における公益的な取組を1つ以上実施している法人は55法人であったが、本項目に回答した法人は52法人であった。

最も高い値を示したのは「子育て世帯」の16法 人(31.4%)であった。次いで「一般住民」が 13法人(25.5%)、「幼児」が10法人(19.6%) であった(表8)。

最も重視している取組の実施場所は、保育所外が31法人(60.8%)と最も多く。次いで「保育所内(室内)」が19法人(37.3%)、「保育所内(室外)」10法人(19.6%)であった(表9)。

3-8 最も重視している取組の開始時期

本調査では、最も重視している取組の開始年 月を尋ねたが、その回答を以下の四つに区分し た。

① 1970年1月~1998年3月

児童福祉法等の一部改正(1998年4月施行) で、保育所に「地域の住民に対し、その保育に

+ ^	<u> </u>
表 8	主な対象者
~~ O	T /4 X 13 X 4

対象者	%	件数
子育て世帯	31.4%	16
一般住民	25.5%	13
幼 児	19.6%	10
高齢者	15.7%	8
乳児	15.7%	8
保護者	9.8%	5
小・中・高校生	7.8%	4
卒園児	5.9%	3
生活困窮者	3.9%	2
その他	3.9%	2
限定なし	2.0%	1
N (%)	100.0	51

- (※1)複数回答も含めるため、合計は100%(51)とならない。
- (※2) 表4で地域における公益的な取組を1つ以上実施している法人は55法人であったが、本項目に回答した法人は51法人であった。
- (※3)「障害者」、「外国人」は回答がなかった。

表 9 実施場所

場所	%	件数
保育所内 (室内)	37.3%	19
保育所内 (室外)	19.6%	10
保育所外	60.8%	31
N (%)	100.0	51

(※1)複数回答も含めるため、合計は100% (51) とならない。

関し情報提供を行うとともに、乳幼児等の保育 に関する相談に応じ、助言を行うよう努めなけ ればならない」と努力義務が規定される前の期 間である。

② 1998年4月~2009年3月

児童福祉法等の一部改正 (1998年4月施行) から第三次保育所保育指針改定で、保育所保育 指針が厚生労働大臣告示となる前の期間であ る。

保育所保育指針は第三次保育所保育指針か

ら、通知から厚生労働大臣告示となり、保育所には入所するこどもの保護者に対する支援に加え「地域における子育て支援」も強く求められることとなった。

③ 2009年4月~2016年3月

第三次保育所保育指針告示後から改正社会福祉法で地域における公益的な取組が責務化される前の期間である。

④ 2016年4月~

改正社会福祉法で「地域における公益的な取 組」責務化後の期間である。

最も重視している取組の開始年月は、③ 「2009年4月~2016年3月」が17法人(34.0%) と最も高い値を示した。次いで同率で④「2016年4月~」の12法人(24.0%)、②「1998年4月~2009年3月」の12法人(24.0%)、そして最後が、①「1970年1月~1998年3月」の9法人(18.0%)であった(表10)。

つまり、最も重視している取組は、改正社会福祉法で地域における公益的な取組が責務化される前から実施していた取組がほとんどであり、その値は38法人(76%)に上る。

表10 最も重視している取組の開始年月

開始年月	%	件数
1970年1月~1998年3月	18.0	9
1998年4月~2009年3月	24.0	12
2009年4月~2016年3月	34.0	17
2016年4月~	24.0	12
N (%)	100.0	50

(※1) 表4で地域における公益的な取組を1つ以上実施している法人は55法人であったが、本項目に回答した法人は50法人であった。

4. 考察

福岡県内で保育所のみを経営している社会福祉法人(398法人)のうち現況報告書の「地域における公益的な取組(地域公益事業(再掲)含む)」に記載があるのは82法人(20.6%)であったが(2019年6月末現在)、本調査では回答した87法人のうち55法人(63.2%)が、地域における公益的な取組を実施していた。本調査の結果に基づけば、保育所のみを経営している社会福祉法人においても、現況報告書で確認できるよりも多くの法人が、実際には地域における公益的な取組を行っている可能性がある。

また、本調査では、地域における公益的な取 組を実施している法人は55法人(63.2%)で あったが、地域における公益的な取組かどうか にかかわらず、何らかの社会貢献活動に取り組 んでいる法人(「実施している取組」に回答し た法人) は、85法人 (97.7%) であった。本調 査では「実施している取組」の選択肢は、現況 報告書に「地域における公益的な取組」として 記載されたもので作成していたことから、ある 法人では「地域における公益的な取組」として 位置づけられ、現況報告書に記載されている取 組が、別の法人では「地域における公益的な取 組」と認識されていないことが推察され、現況 報告書に記載されている取組がすべて地域にお ける公益的な取組であるとすれば、実態として は、回答した法人のほとんどすべてが地域にお ける公益的な取組を行っていることになる。

このように、本調査の結果から、現況報告書には記載されず、公的に確認することはできないが、保育所のみを経営する社会福祉法人においても、地域における公益的な取組が広く実施されていることが示唆される。また、現況報告

書に地域における公益的な取組の記載がある法人の割合と、本調査において地域における公益的な取組を実施していると回答した法人の割合、そして、「実施している取組」に回答した法人の割合が大きく異なる要因のひとつは、地域における公益的な取組の認識が法人によって異なっており、多くの法人が地域における公益的な取組を実施しているにも関わらず、現況報告書に記載していないことが推察される。

では、最後に保育所のみを経営する社会福祉 法人の多くが地域における公益的な取組を実施 しているにも関わらず、そのことが現況報告書 に記載されず、なおかつ取組によって各法人の 認識の相違を生み出している要因について考察 する。

平成30年1月23日の厚生労働省の通知(社会 福祉法人による「地域における公益的な取組」 の推進について)で、地域における公益的な取 組について三つの要件が示されている (3)。調 査結果でそれぞれ最も多くの法人が実施してい たのは、実施している取組では「実習生の受入 れ |、地域における公益的な取組では「地域の 伝統行事(お祭り含む)への参加」、最も重視 している取組では「子育て相談」であった。つ まり、それぞれの取組によって各法人で実施に 至る背景が異なり、最も重視している取組が改 正社会福祉法前から実施していた取組がほとん どであることからも、保育所のみを経営する社 会福祉法人が、社会福祉法ではなく、児童福祉 法や保育所保育指針の文脈において「地域にお ける子育て支援 として、改正社会福祉法で地 域における公益的な取組が責務化される前から 地域に向けた取組を実施してきたことが背景に あると推察される。

児童福祉法や保育所保育指針を背景として今

日まで保育所が実施してきた「地域における子育で支援」と改正社会福祉法ですべての社会福祉法人の責務となった「地域における公益的な取組」の関係が整理されていないことが、現況報告書に地域における公益的な取組が記載されず、なおかつ取組によって各法人の認識の相違を生み出している要因となっているものと考えられる。

地域における公益的な取組は画一的な基準の もとで実施されるものではなく、各法人が地域 の実情に応じて、自らの法人の状況も踏まえた うえで実施するものである。しかしこのまま、 地域における公益的な取組を実施しているにも 関わらず、そのことが社会的に確認されない状態が継続すれば、社会福祉法で求められている 社会福祉法人の責務を保育分野の社会福祉法人 が果たしていないとみられかねない。保育所の みを経営する社会福祉法人には、実施している 取組を現況報告書にて公的に示すことで、保育 所のみを経営する社会福祉法人として取り組む べき地域における公益的な取組についての議 論(4)を喚起し、保育分野における社会貢献活 動を牽引する役割が求められている。

注

- (1) 社会福祉法人の社会貢献や地域における公益的な 取組を扱った研究論文としては、呉(2013) や島﨑 (2018a, 2018b) の研究があるが、両者とも研究対象 は高齢者福祉分野である。
- (2) 2004年から大阪府社会福祉協議会老人施設部会は、 主に生活困窮者を対象とした総合生活相談と経済的 援助を柱とした社会貢献事業を行っているが、こう した複数法人が都道府県単位で取り組む地域におけ る公益的な取組は、2013年に神奈川県のかながわラ

イフサポート事業、2014年に埼玉県の彩の国あんしんセーフティネット事業、2017年に福岡県で始まったふくおかライフレスキュー事業など全国的な広がりを見せている。

- (3) 同通知で、地域における公益的な取組は、以下の 三つの全ての要件を満たすことが示されている。
 - ① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること。
 - ② 対象者が日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者であること。
 - ③ 無料又は低額な料金で提供されること。

上記要件は厚生労働省の通知「社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について」(平成28年6月1日社援基発0601第1号)でも示されていた。

(4) 調査結果から保育所が最も重視している取組として子育て相談、こどもを通じて、地域、高齢者との交流や子育て支援を実践していることが確認された。このように保育所がもつ機能を最大限に活かしながら実施する取組が、保育分野の社会福祉法人が地域における公益的な取組で実施する一つの方向性であると考える。

参考文献

天野佐知子(2019)「保育所保育指針の変遷に関する一 考察―領域「環境」の保育内容に着目して―」『金沢 星稜大学人間科学研究』第13巻第1号、1-6.

厚生労働省(2004)「社会保障審議会福祉部会意見書(社会福祉法人制度の見直しについて)」(平成16年12月). 厚生労働省(2008)「保育所保育指針解説書」(平成20年4月).

厚生労働省(2013)「第1回社会福祉法人の在り方等に 関する検討会資料2」(平成25年9月27日).

厚生労働省(2014)「社会福祉法人制度の在り方について(報告書)」(平成26年7月4日).

- 厚生労働省(2015)「社会保障審議会福祉部会報告書~ 社会福祉法人制度改革について~」(平成27年2月12 日)
- 厚生労働省(2018)「社会福祉法人による『地域における公益的な取組』の推進について」(平成30年1月23日社援基発0123第1号)。
- 松端克文 (2016)「社会福祉法人改革と地域福祉「地域における公益的な取組」を中心として(記念特集 今日の福祉政策の課題と地域福祉をめぐる争点)」『日本の地域福祉』29, 21-29.
- 大阪府社会福祉協議会編(2013)『社会福祉法人だからできた誰も制度の谷間に落とさない福祉―経済的援助と総合生活相談で社会貢献事業―』ミネルヴァ書房.
- 具世雄(2013)「介護老人福祉施設の地域貢献活動の実施に影響を及ぼす要因」『日本の地域福祉』 26,65-77.
- 呉世雄(2017)「社会福祉法人の地域貢献活動に影響を 及ぼす要因―特別養護老人ホームの市場志向性,制 度適応,収益状況との関係を中心に」『コミュニティ 振興研究』24,55-70.
- 関川芳孝(2017)「社会福祉法人制度改革と地域福祉(特集 今日の福祉政策の課題と地域福祉をめぐる争点)」 『日本の地域福祉』30,39-47.
- 島崎剛(2018a)「特別養護老人ホームの「地域における公益的取組み」の促進要因」『九州社会福祉学』 14. 13-24.
- 島崎剛 (2018b)「特別養護老人ホームの公益的取組みにおける「協働」の媒介構造―自治会との生活支援サービス構築のアクションリサーチ―」『地域福祉研究』46,72-83.
- 島崎剛 (2019)「社会福祉法人の地域における公益的取組みを困難にする要因―法人施設の経営管理に着目して―|『九州社会福祉学』15. 1-11.
- 社会福祉法人日本保育協会(2010)『みんなで元気に子

育て支援―地域における子育て支援に関する調査研 究報告書―』(平成22年3月).